香川県における神社分布(１)

－賀茂神社・熊野神社・諏訪神社・石槌神社－

森　　孝宏*

Distribution of Shinto Shrines in Kagawa Prefecture (1)

-The Kamo Shrines, The Kumano Shrine, The Suwa Shrine, The Ishizuchi Shrine-

Takahiro MORI

Abstract

This paper examines the distribution of Shinto shrines in Kagawa prefecture. “The Kamo Shrines” are mainly distributed over the areas of ancient manors owned by “the Kamo Shrines,” the areas of the ancient ports along the shore, and on the islands. These facts imply that a part of the spirit of deities was conveyed through the sea to be enshrined. “The Kumano Shrine,” “the Suwa Shrine,” and “the Ishizuchi Shrine” tend to be distributed along the roads running from south to north in Kagawa prefecture, and many of these shrines are also found in the mountains. These facts imply the spirits of the deities of these shrines were partially conveyed and enshrined crossing the pass of the mountains in southern part of the prefecture. “The Suwa Shrine” seems to be worshiped as a “military god.”

Key Words: The Kamo Shrines, The Kumano Shrine, The Suwa Shrine, The Ishizuchi Shrine

はじめに

神社には、土地固有神の神社と、他社から勧請して伝播した神社との両様がある。本来は土地固有の祭神であった社に、勧請した祭神を合祀し、社名が入れ替わった社も多い。

小稿では、『香川県神社誌』[1)]を資料として、「賀茂神社」・「熊野神社」・「諏訪神社」・「石槌神社」について、香川県内の分布の分析を試みた。郡市名・神社番号・神社名・所在地・祭神名・由緒は、すべて『香川県神社誌』のものをそのまま使用する。

* 香川高等専門学校詫間キャンパス　一般教育科

１.「賀茂神社」

香川県内の「賀茂神社」は、

京都「上賀茂神社」　祭神：賀茂別雷大神

京都「賀茂御祖神社」祭神：賀茂建角身命
玉依媛命

よりの勧請であろう。「賀茂神社」として、『香川県神社誌』に登録されている祭神名は、「賀茂別雷神・別雷神」「賀茂御祖神」「賀茂建角見神・建角見神」「玉依姫神」である。

１．１ 賀茂社領の「賀茂神」

京都よりの勧請についての記述があるのは三豊郡３６「賀茂神社」のみである。

(1) 三豊郡３６「賀茂神社」

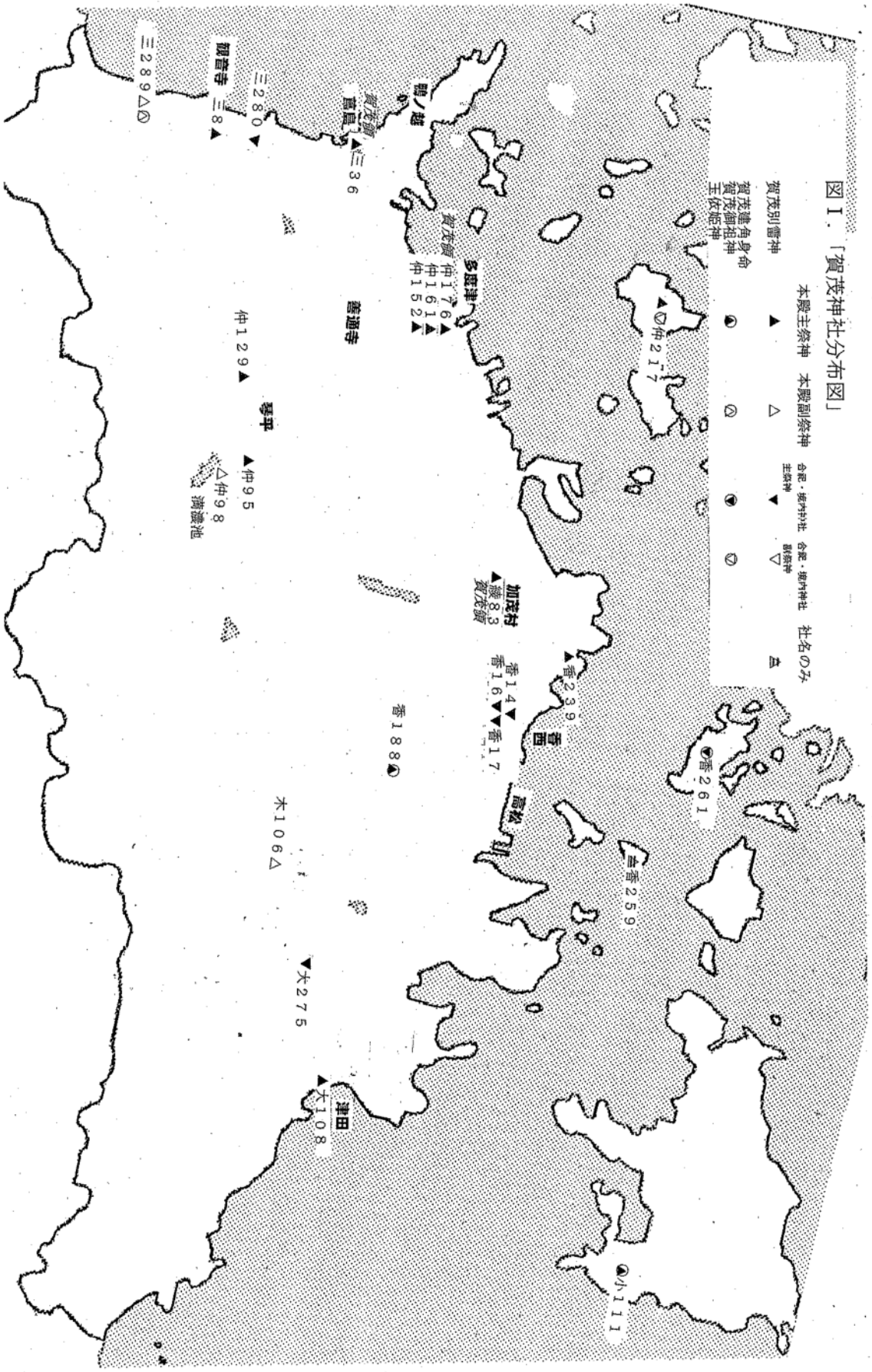
図Ⅰ.「賀茂神社分布図」
本殿主祭神
本殿副祭神
合祀・境内社主祭神
合祀・境内神社副祭神
社名のみ
賀茂別雷神
賀茂建角身命
賀茂御祖神
玉依姫命
▼仲２１７
鶴ノ鼻
賀茂館
▼三３６
多度津
賀茂館 仲１７６▲
仲１６１▲
仲１５２▲
善通寺
三２８０▼
観音寺
三３８▲
三２８９△
仲１２９▲
琴平
▲仲９５
△仲９８
満濃池
加茂村
▼慶８３
賀茂館
香１４▼
香１６▼
香１７
▼香２３９
高松
▼香２６１
香２５９
香１８８
木１０６△
▼大２７５
津田
▼大１０８
小１１１

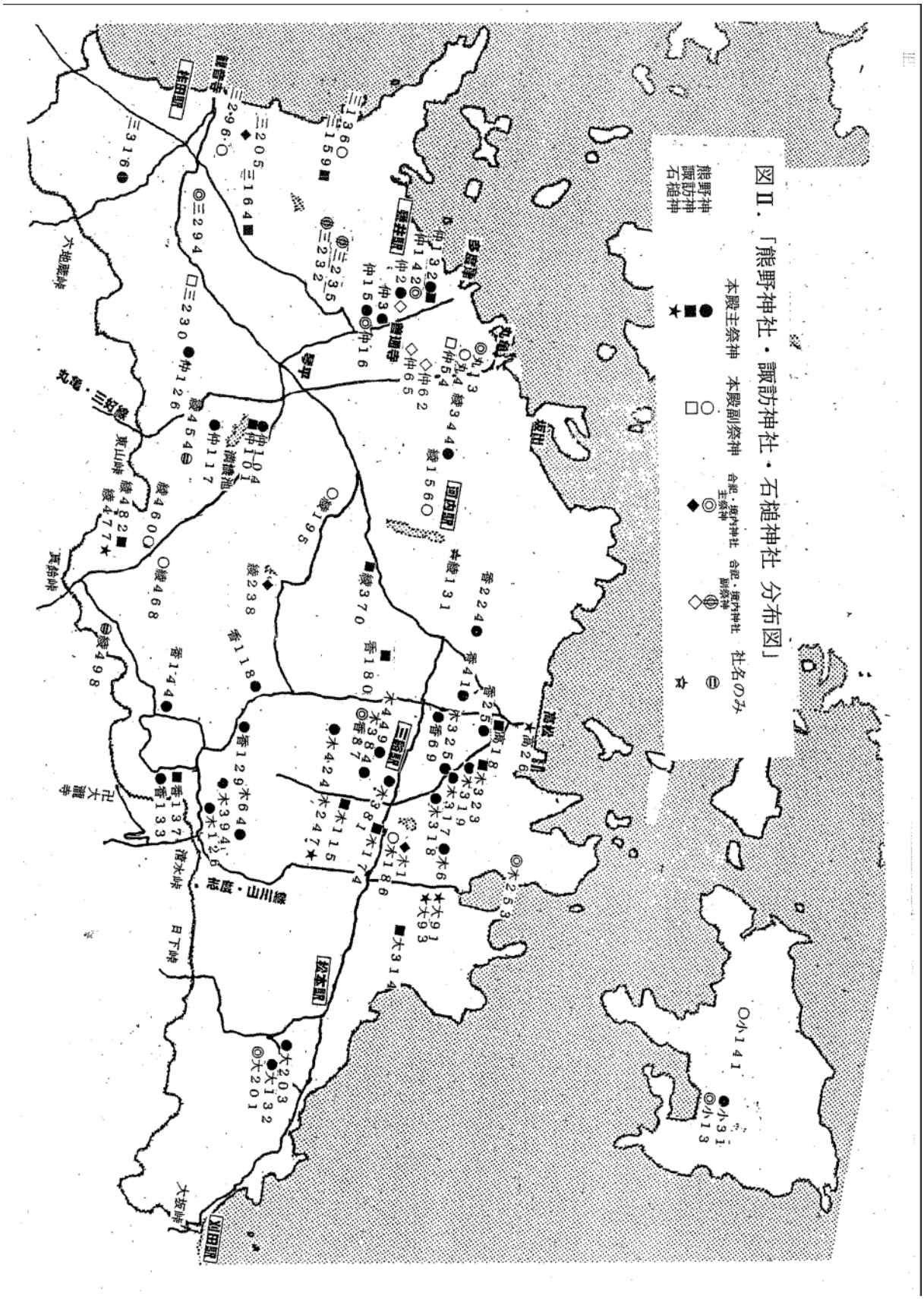

図Ⅱ.「熊野神社・諏訪神社・石槌神社 分布図」

祭神　天神地祇十二神
綾歌郡４５４、綾歌郡４９８の「熊野神社」は、いずれも熊野系の勧請社だったのであろうが、社名を残すのみで祭神が不明になってしまったものであろう。

３.「諏訪神社」

香川県の「諏訪神社」は、
信濃国「諏訪大社上社」祭神：建御名方神
信濃国「諏訪大社下社」祭神：八坂刀売神
八重事代主神
からの勧請社であろう。『香川県神社誌』に登録されている祭神は、「建御名方神・建南方神」のみで、「諏訪大社下社」の祭神は登録されていない。

３．１　武神としての「諏訪神」
武神としての「諏訪神」を祀ったとする「由緒」を記してある社は、以下である。
(22) 綾歌郡３７０「諏訪神社」
栗熊村大字栗熊西字荒
祭神　健御名方命
由緒　伝ふる所によれば、往昔栗熊西村の南方猫山より怪猫出でて村民を害し幼童を喰ふ。又当社三町程東に大橋あり。鳴橋と唱へ怪猫ここに出でて盛に行人を悩ます。里人酒部黒麿に請ひ荒の地に黒麿自作の神像を以て神社を建立し、武神健御名方命を勧請せしに猫害これによりて止みたり。(下略)
(23) 綾歌郡４８２「城村神社」
美合村大字勝浦字真鈴
祭神　建御名方命
由緒　口碑によれば長徳四年(998)矢野某の創祀にして当時鳥獣の害多きを憂へて勧請すと云へり。今も鳥獣を狩りて神前に供するの遺風あり。(下略)
(24) 高松市１８「諏訪神社」
高松市栗林町
祭神　建御名方神　大物主神　崇徳天皇
由緒　享保十四年(1729)の創祀にして社記木札に『奉勧請諏訪大明神政頼明神　根津明神　武運長久祈処　享保十四己酉四月始勧請於上邑妙見安置之境内　高橋與左衛門　宝暦九己卯(1759)夏六月移宇今之地　鷹匠中』とあり。(中略)神像の台裏に武田玄公守神と刻しありて、即ち信州諏訪より勧請せられしものなりと云ふ。
(25) 仲多度郡１０１「諏訪神社」
神野村大字真野字片山
祭神　建御名方命　大年神　地神大神
下照比売命　御年神
由緒　弘仁三年(812)当村の土山川大膳宗久の創祀にして(中略)応安六年(1373)山川市頭及び長尾城主長尾氏一族武運長久祈願の為め改築せり。(下略)
「諏訪神」について、『世界宗教大事典』[7]に
諏訪信仰　鎌倉時代にこれを氏神と仰ぐ諏訪氏が武士団を形成し、武家社会一般の間に軍神としての諏訪信仰が成立した。
(千葉徳爾)(『世界宗教大事典』p1057)
とある。綾歌郡３７０「諏訪神社」、綾歌郡４８２「城村神社」は共に、鳥獣の害を「諏訪神」を勧請して除いたことを社伝に記している。綾歌郡３７０に「武神」、高松市１８に「武運長久祈処」、仲多度郡１０１に「武運長久祈願」とあり、威武を求めた「諏訪信仰」を読み取れる。
また、綾歌郡４８２「城村神社」の社伝には、狩猟守護神としての「諏訪神」の性格も伺える。

３．２　「諏訪神」の勧請年代記載
「諏訪神」勧請の年代を記した記載は以下のとおりである。
(26) 大川郡３１４「諏訪神社」
造田村大字乙井字川南
祭神　建御名方神
由緒　天正年間(1573～1591)四宮太郎左衛門尉光利の創祀する所といふ。(中略)天正年間に至りて光利信州上諏訪神の御分霊を奉じ来りて諏訪山の麓に鎮祭し、地を諏訪に擬し池を社の南方に造りて諏訪湖に模す。(下略)
(27) 木田郡１７４「諏訪神社」
氷上村大字上高岡字諏訪
祭神　建御名方命
由緒　氷上村安西家記によれば、文明年間(1469～1486)安西左近信州諏訪より此の地に移り、文明三年(1471)三月二十一日己が宅地の巽の山上に諏訪明神を奉祀せりとあり。(下略)
(28) 木田郡３２３「諏訪神社」
川添村大字山崎字久米山
祭神　建御名方命
由緒　天正年間の創建と云ふ。伝ふる所によれば、天正十年(1582)武田勝頼天目山に敗れ、武田氏滅亡の際勝頼の子桃千代丸逃れて当国屋嶋に来たり、山田郡元山村大野備前守方に止まる。後桃千

代丸諏訪明神を山崎の地に勧請せしに始まると云へり。諏訪明神と称せられ雨乞祈願所として有名なり。(下略)

(29) 三豊郡１６４「諏訪神社」
勝間村大字下勝間字西山
祭神　建南方命
由緒　寛文九年(1669)の創祀といふ。(下略)

(30) 三豊郡２０５「高良神社」
本山村大字寺家字屋敷内
祭神　玉垂命(一に曰　相殿　猿田彦命)
合祀祭神　建御名方命　大物主命
事代主命　倉稲魂命　大雀命
(一に曰　天照皇大神　埴安姫神　少彦名命をも合祀す)
由緒　伝へ云ふ。貞観十四年(872)当村の人田井式部なる者、筑後国一ノ宮高良山より勧請して此の地の氏神と奉齋す。(下略)

三豊郡２０５「高良神社」は「諏訪神社」とは別神社で、「建御名方命」は合祀祭神の一である。

４.「石槌神社」

香川県の「石槌神社」は、
伊予国「石鎚神社」　祭神：石鎚毘古命
からの勧請であろう。『香川県神社誌』での祭神は「石槌彦命・石土比古命・石土毘古命」「石槌姫命」であり、いずれも由緒は記述がない。

４．１　香川県内の「石槌神社」

『香川県神社誌』で「石槌彦」を祀った社は以下のみである。

(31) 高松市２６「石槌神社」
高松市内町三ノ門
祭神　石土比古命　大物主命
由緒　創祀不詳。伊予国石槌神社より勧請せりと云ふ。

(32) 大川郡９１「石槌神社」
志度町大字志度字雨乞山
祭神　不詳(一に曰　石槌彦命　石槌姫命)

(33) 大川郡９３「石槌神社」
志度町大字志度八ツ池
祭神　不詳(一に曰　石槌彦命　石槌姫命)

(34) 木田郡２４７「石槌神社」
井戸村字中代
祭神　石土毘古命

(35) 綾歌郡４７７「石槌神社」
美合村大字勝浦字奈良ノ木
祭神　石土毘古神

４．２　祭神名が替わった「石槌神社」

(36) 綾歌郡１３１「石槌神社」
山内村大字新名字鷲之山
祭神　石凝姥命、金山彦神

綾歌郡１３１「石槌神社」は社名と祭神名が一致しなくなっている。「石凝姥命」は、天の岩戸隠れの折に使用した「八咫鏡」を製作した神であって、「石槌神」とは縁故はない。これも元来は、伊予国「石鎚神社」系からの勧請社であったものが、祭神が不明になってしまったもので、ただ、「石」の字に引かれて祭神とされたものであろう。

４．３「石槌神」の広がりと衰微

高松市２６、大川郡９１、大川郡９３、木田郡２４７、綾歌郡４７７、綾歌郡１３１の「石槌神社」の存在は、かつて、西・中讃地域に「石槌神」信仰が広がっていたことを伺わせると同時に、綾歌郡１３１「石槌神社」のように、社名を残すのみで、祭神名が入れ替わったことから、「石槌神」信仰の衰微が伺える。

５．街道との関係

５．１　南海古道

『延喜式』巻２８「兵部省」の「讃岐国駅馬」には、次の６駅が記されている。[注3]

(推定現在地)
刈田駅　大川郡引田町馬宿
松本駅　大川郡大川町田面
三谿駅　高松市三谷町原又は平石附近
河内駅　坂出市府中町石井
甕井駅　善通寺弘田町永井
柞田駅　観音寺市柞田町

往古、讃岐国中央部を南海古道が横断していたが、「図Ⅱ．熊野神社・諏訪神社・石槌神社　分布図」に示すとおり、現在の「熊野神」の分布は、南海古道とは必ずしも合致しない。「松本駅」「河内駅」「柞田駅」周辺には「熊野神」の分布は濃厚とは言えず、むしろ、阿讃山地の峠に連なる沿道に分布が多い。

５．２　阿讃山地峠と神社分布

「善通寺～琴平～東山峠・真鈴峠」への街道沿いの「熊野神」の濃密な分布は注目に値する。琴平南部から「丸亀・三好線」が「東山峠」へ向けて通じている

県道４号線に沿って「賀茂神」を祭神とする仲多度郡９５「若林神社」、仲多度郡９８「神野神社」、「熊野神」を祭神とする仲多度郡１０４「黒見神社」、仲多度郡１１７「大山神社」、「諏訪神」を祭神とする仲多度郡１０１「諏訪神社」の諸社が分布している。反面、明治に開通したという猪鼻峠へ通じる国道３２号線沿いには、分布は少ない。

国道１０８号線の「真鈴峠」附近には、綾歌郡４７７「石槌神社」、綾歌郡４８２「諏訪神社」、綾歌郡４６０「皇子神社」、綾歌郡４６８「御誓神社」が山間にもかかわらず分布している。

香川・徳島の県境の阿讃山地には綾歌郡４９８「熊野神社」、香川郡１３３「熊野神社」、木田郡３９４「熊野神社」、香川郡１３７「古森神社」が分布しているし、木田郡１２６「熊野神社」は、阿波国から峠越えで勧請したことが記されている。

大川郡９１「石槌神社」・大川郡９３「石槌神社」・木田郡２４７「石槌神社」は、清水峠から志度湾に至る街道に沿って分布している。綾歌郡４７７「石槌神社」と併せて、これら「石槌神」四社は、「真鈴峠・清水峠」を経由して、峠越えで伝播してきたものではないだろうか。

「熊野神」、「諏訪神」、「石槌神」は、阿讃山地の峠を越えての伝播を看取できる。

まとめ

『香川県神社誌』からの神社分布を整理してみると、次の結論を得られる。

1．「賀茂神」は、賀茂社領のあった仁尾・多度津・綾歌郡加茂村及び、律令時代に港の存在した津田・香西・観音寺と、沿岸部を中心に分布しており、海路による伝播が考えられる。特に「賀茂御祖神社」祭神は島嶼部での分布が認められる。

2．「熊野神」・「諏訪神」・「石槌神」は、南北の街道に沿って分布する傾向があり、県南の山間にも多く分布することから、県南阿讃山地峠越えの伝播経路が考えられる。

また、「諏訪神」を祀る神社の社伝には、鳥獣の被害を諏訪神の威武で免れたとする話を伴うもの及び、「武運長久」を祈る記述があり、「軍神」としての諏訪信仰が伺える。

空海と「熊野神社」との関わりについては未調査である。

参考文献

1) 香川県神職会、『香川県神社誌』、1938年

2) 福家惣衛著、『香川県通史・古代中世近世編』、上田書店、1965年

3) 香川県編集発行、『香川県史』、四国新聞社出版、1989年

4) 式内社研究会編、『式内社調査報告』「第23巻、南海道」、皇學館大学出版部発行、1987年

5) Wikipedia「熊野速玉大社」
http://ja.wikipedia.org/wiki/%E7%86%8A%E9%87%8E%E9%80%9F%E7%8E%89%E5%A4%A7%E7%A4%BE

6) Wikipedia「熊野本宮大社」
http://ja.wikipedia.org/wiki/%E7%86%8A%E9%87%8E%E6%9C%AC%E5%AE%AE%E5%A4%A7%E7%A4%BE

7) 山下哲雄監修、『世界宗教大事典』、平凡社、1991年

注1 『香川県神社誌』には、「皇紀」で記されているが、小稿では、すべて西暦に改めた。

注2 香川県教育委員会編、『新編 香川叢書 史料篇(二)』、p890、新編香川叢書刊行企画委員会発行、1981年

〔常徳寺文書〕○香川県三豊郡仁尾町仁尾九三一ノ甲　常徳寺蔵

細川顕氏禁制

「陸奥守源朝臣□」

禁制　鴨御祖社領讃岐國内海津多嶋供祭所

右、於当社領、軍勢以下甲乙人等不可致濫妨狼藉、若有違犯之輩者、可処重科之状、如件、

観応元年十二月十七日

陸奥守源朝臣(花押)

注3 推定現在地は、『香川県通史、古代中世近世編』(p235）に依る。